

令和3年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和3年10月25日（月）10：00～12：00

場所：佐賀県庁 新館4階特別会議室

（事務局）

おはようございます。時間前ですが私から説明させてもらいます。マイクの関係上、座って説明させてもらいたいと思います。開会に先立ちまして、当委員会の定足数に関する御報告でございます。本日、委員全10名のうち8名の方の委員の皆様に御出席いただいております。佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱第6条の規定によります、定足数、委員の2分の1以上の出席をいただいているということを御報告いたします。それでは、定刻となりましたので、これより、令和3年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。本日、司会進行を務めさせていただきます佐賀県県土整備部県土企画課 黒嶋と申します。どうぞよろしく願いいたします。まず、本日の資料の確認をさせてもらいたいと思います。事前に、今回御審議いただく資料につきましては配付しております。そのほかに、本日机の上に置いております。まず、同じものになりますが議事次第になります。それと当委員会の設置要綱は1枚ですね。それで事前にお配りした、審議していただく資料の一部差し替えがございます。資料の赤で一部修正版ということで右上に書いてある部分になります。事前にお配りした資料の1の1を、一式こちらのほうに差し替えということでお願いいただければと思います。委員の皆様には委嘱状ということで、後ほど説明したいと思います。資料の過不足はございますでしょうか。もし、資料がなければ事務局のほうに申出いただければというふうに思います。この会議のマイクの使い方ですが、御手元のボタンを押すと緑色に点灯します。それから御発言等お願いできればというふうに思っております。それでは、開会にありまして、次第の2になります。県土整備部平尾部長より御挨拶申し上げたいと思います。

（平尾県土整備部長）

はい、改めまして県土整備部長の平尾でございます。よろしく願いいたします。令和3年度第1回佐賀県評価監視委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。まず本日お忙しい中ですね、集まっただきまして本当にありがとうございます。委員の皆様には、このたび、委員改選に当たりまして、当委員会委員の再任をお願いしたところ、御快諾いただきまして感謝申し上げます。また園田先生、田中先生におかれましては、今回新たに就任というようなことございまして、本当にありがとうございます。さて、コロナ関係の分も佐賀県の内である一定落ちついているような状況でございます。先日、23日、24日と、博物館、美術館のところで佐賀さいこうフェスというのを開催して、本当は多くの方々、お集まりいただいて、コロナ禍ではございますけれども、佐賀県、支え合いながら、支えると

ころを支え、またコロナ対策はコロナ対策としてしっかりやっていくってようなことを、皆さんと、確認も出来たのではないかと、私も2日間とも参加をいたしました、この盛り上がり非常に喜んでいただいているところがございます。そうした中ではございますけれども、御案内のとおり、佐賀県、令和3年8月ですね、お盆のころに大きな災害がまた起きました。4年連続の大雨特別警報というようなことで、またその災害があったところも、令和元年の8月にも浸水被害が大きかった武雄、大町というようなところで、同じ場所で大きな被害が起きました。地元の方々から、心が折れるというような言葉がいろんなところで聞かれて、まさに、今から、その復旧復興に、我々としても取り組んでいく必要があるというようなことで、国のほうの査定を受けながら、今後はそういった、災害復旧関係、しっかりと努力をしていく必要があるというふうに思っております。ただ、復旧するというに当たりましてはもう本当元年のときは30年に1度というような大雨だというようなことも言われてきましたけど、今はもう我々、県庁技術の中ではもう毎年来るのではないかとというような、そういった思いをしながらですね、今回の復旧復興に当たりましてソフトハードの部分で、しっかりと復旧復興にとどまらないような、気候変動型とよく言われておりますけどそういった対策を、しっかりと関係者と連携しながらやっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。国のほうでは国土強靱化の関係でいきますと3か年緊急対策に続きまして5か年加速化対策というようなことで予算措置もされておまして、こうした予算を使いながら、関係者等共同して今、よく聞かれる流域治水というようなことで河川管理者だけではなく、ため池であったりだとか、クリークであったりだとか、そういったものを、管理者とも連携しながら対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。

ただそうやって、河川関係、流域治水ばかりに目を向けていくわけにはいかず、最近横断歩道を渡っている子供たちが横断歩道を渡りながらでもやはり事故に巻き込まれるというような痛ましい事故も発生をしているような状況でございます。至らずやはり県内でも歩行者が巻き込まれる人身事故等も多く発生をしているような状況でございますので、歩道の整備、また、一般の方が使われる生活に身近な道路の整備、こういった部分についてもですね、有明海沿岸道路とか、佐賀唐津道路とか、走行性を求めるような道路の整備だけではなく、こういった身近な道路にもしっかりと整備に向けてやる必要があります。また、今まで、いろんな県民の方が協力していただいでつくってあげてきましたダムだとか排水機場とか、そういった社会インフラを維持、守っていく、そういった施設関係についても維持管理をしっかりとやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。本委員会は、今申しあげましたような社会資本整備の必要性、緊急性、また、費用対効果、こういったことについて、第三者の視点からチェックを行っていただきたいと、いうふうに考えておまして、この場はですね、そういった客観的な意見をいただく機会として、事業の必要性透明性を図るための機関としてその重要性、ますます高まっているのではないかと思います。今日は諮問事項としまして、新規評価マニュアルの変更について3件審議をいただきたいと

いうふうに考えております。また報告事項といたしまして、令和 2 年度の新規評価箇所の予算化状況などについても報告をさせていただきたいというふうに考えております。委員の皆様にはそれぞれの立場で、忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございました。委員の皆様には、事前に今年の 7 月から 2 年間、当委員会の委員としてお願いを賜ったところでございます。御多用のところ、御承認いただきまして、誠にありがとうございます。委嘱状につきまして事前にお伝えしたとおり机上に置いておりますので、御確認いただければというふうに思います。今回、新たに委員の方に御承認いただいた方もいらっしゃいます。また執行部につきましても、4 月で人事等ございましたので、これよりちょっと自己紹介のほうをお願いしたいと思っております。まず、執行部のほうから、部長御挨拶しましたので玉島副部長のほうから、自己紹介のほうをお願いしたいと思っております。(順次、自己紹介)

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様には一言、自己紹介のほうお願いできればと思います。伊藤先生のほうからお願いできればと思います。(伊藤委員挨拶) この名簿の順番で横の、順次お願いできればと思います。(順次、委員挨拶)

(事務局)

はい、ありがとうございました。本日、猪八重委員様、山本委員様は、御欠席ということで御報告をいただいております。はい。それでは議事に入ります前に、委員長の選出をお願いしたいと存じます。委員長につきましては、佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱第 5 条第 1 項に、委員の互選によりこれを定めるという規定がございます。委員の方からどなたか御推薦とかございますでしょうか。【鳥井委員より伊藤先生のご推薦の声あり】ほかにございますでしょうか。伊藤委員ということでお声がかかっていますが、伊藤委員のほうへ、委員長の御就任をお願い、御承諾いただけますでしょうか。【委員より拍手】はい、ありがとうございます。それでは引き続きですね、伊藤委員様に、委員長ということでお願いしたいというふうに思います。それでは委員長様、委員長席に御移動いただきまして、会を進めてもらいたいと思います。はい、伊藤委員長様、御就任いただきました。ここで一言御挨拶いただければと思います。

(伊藤委員長)

先ほど御挨拶いたしました佐賀大学の伊藤でございます。すいませんあの、多分議事録を録

音していると思いますのでマイクの都合上ですね。座ったまま御挨拶させていただきます
実はですね、あんまり長い話しちゃいけないですよ。すみません。今日議題が盛りだくさん
で、昨年から今年にかけて、佐賀県政史という佐賀県の県政をまとめる、本当にぶ厚い本の
、今編さん作業をしております、監修と言ったらちょっとおこがましいんですけど少し
お手伝いをさせていただいております。私の担当は県土整備担当ということで、職員の皆様
書かれた、もう熱意ある原稿を読まさせていただきました。県土整備と申しますと道路、都
市計画、空港や港湾やですね下水道、河川整備、治水、治山も全部含めてですね。ありとあ
らゆる分野の、過去、前編は実は昭和 50 年までの話だったものですから、今回まとめてお
ります続編というのはですね、昭和 51 年以降、約 45 年間の県土整備の歴史を読まさせて
いただきました。もう大変皆さん御苦労されて、もちろん、県民の生命、財産を守るような
インフラ整備からですね、産業や経済を発展させるようなもの、もしくは、単に県民の暮ら
しを豊かにするもの、こういった、インフラを、もう非常にたくさんもちろん重要なものを、
どんどん整備されていっても本当に頭が下がる思いをしました。また、今編さん作業中
ですので皆さん御機会があったら見ていただければ、これまでの、この県土整備の歴史が、手
取るように分かると思います。部長、言われましたように、かなりの整備が進んだわけ
ですけども、災害の頻発しておりますし、まだまだ大事なインフラというのが県民の要望も高く、
たくさんまだ残されております。ですから、この委員会です、限られた予算の中で合理的
に整理をしていくためにはどうしたらいいかということをお議論いただいて、よりよい
行政にお手伝いできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。それでは、次第に沿いまして会議を進めさせてもらいた
いと思います。次第の 5 番目になります。議題につきまして本日、部長のほうから説明したと
おり、諮問事項として大きく一つ、報告事項として、三つですね、合計 4 件の議題を御準備
しております。御審議をしていただきたいと考えておりますので、伊藤委員長様、進行をよ
ろしくお願いしたいと思います。

(伊藤委員長)

はい。では、議事次第に従いましてまず諮問事項の 1 番目から参りたいと思います。新規評
価マニュアルの変更ということで三つに項目が分かれております。実はですねこれを一括
して審議するというふうになりますとちょっと議論が薄くなる可能性もありますので、ま
ずは二つ、最初の二つですね、これは、どちらかというと農業関係なので、こちらを二つま
とめて御説明いただいた後で、この件に関して御審議いただき、最後のですね、道路行政に
関してはまた個別に御説明御審議という流れでいきたいと思っております。よろしくお願
いいたします。

(塚原県土企画課長)

それでは、県土課長の塚原でございます。個別の説明に入る前に、全体的な説明をさせていただきます。御手元資料の資料 1-1、修正版-19 をご覧ください。佐賀県の公共事業評価制度についての資料となっております。上段のほうでございますが、公共事業評価監視委員会では、新規評価につきましては、評価の基準となります新規評価マニュアルについて、新しく制定する場合ですとか、今回のように内容を見直す場合に、御審議をいただいて、御意見をいただくこととしております。その下の資料でございますが、新規評価対象事業の分類としましては、社会資本の新築及び改築に関する事業でございます整備系、それから、既存社会資本の維持管理に関する事業でございます維持系の大きく二つに分類されます。

まず整備系に関しましてはその中でも、広域事業、生活関連事業、産業活性化事業に区分されまして、それぞれの分類される事業は、括弧内に記載している各事業のとおりとなっております。修正版-20 をお願いいたします。新規評価マニュアルについては事業ごとに策定するものでございまして、体系につきましては、上段のほう、左側ですけれども、位置づけ、必要性・効果、それから実施環境の三つの視点で構成されておまして、各事業の特性をあらわす評価を設定しております。評価の基準につきましてはですが、下段に記載しております通り、それぞれの評価視点ごとに点数に応じて A、B、C の 3 段階評価を行いまして、その組合せによって、優先的に事業を実施する、ランク I、事業を実施するランク II、新規事業を見合わせるランク III として、今後の事業実施について判断するものとしております。今回、整備系の新規マニュアルにつきまして、諮問 3 件をお願いしたいと考えております。内容については、担当課より順次説明を行いますので、御審議をお願いいたします。冒頭委員長からありましたように、農業農村整備関係のマニュアル変更につきましては、農地整備課、農山漁村課より説明させていただきます。これについて審議いただいた後に、道路事業につきまして、道路課より説明をいたします。まずは、農地整備課、江口課長のほうからお願いいたします。

(江口農地整備課長)

農業農村整備関係の新規評価のマニュアルの見直しということで、資料を揃えております。まず、下のほうの修正版の 2 というところのページをごらんください。これまでの農業農村整備につきましては、昭和 40 年代からですね、土地の生産性とか労働の生産性といったことの向上のために国とか県とかで、農業の基盤整備を実施しております。昭和 40 年代から進めてまいったこともあってですね、農業の基盤整備の一次整備というのは、大体、終わっております、これらの造成した施設っていうのが、現在地元のほう、地元といいますのは地域とかですね、土地改良区といったところなんですけどそういったところで管理されておりますが、これらの施設が相当年経過していると、造成後ですね、経過しているということもありまして、これまで必要に応じて、必要な手入れを、やりながら、今日に至っているというふうな現状でございます。下におつけしているのはほ場整備とか、水路の整備をした前

後の写真をおつけしています。次のページをお願いいたします。下のページですね、県においては現在農業産出額向上のためにさが園芸 888 運動というのを展開しております。今後人口減少、今、現在佐賀県の人口が 81 万ぐらいなんですけど、40 年後には 54 万人ぐらいに人口が減っていくっていうような推計も出されている中におきましてですね、こうした人口減少の激変に備えるために、将来的に保全すべき、農地のゾーニングに合わせて、施設の統廃合ですとか、管理体制を構築していくとか、こういったことを、やっていく必要があるということで、施設の重要度に応じてですね、管理レベルの濃淡をしっかりとつけていくという適正化をしていくっていうことが求められているというような認識を持っております。稼げる農業の確立を目指して今私ども進めておるんですが、今後はですね、地域の営農構想の策定ですとか、農業の担い手の確保、それから、これらを実現するための基盤整備、これらの管理体制の再構築も含めてのことなんですけど、こうした基盤整備、これらの三つをですね、一体的に取り組むというふうなことで進めていきたいというふうに考えております。次のページ上のほうなんですけど、今後の事業の新規採択の前提条件といたしましては、先ほどから申し上げていますように、稼げる農業の確立というふうなことを目指しておりますので、営農構想が適切であるとかですね、それから農業経営の担い手が見込まれているのかとか、それから農業生産基盤の整備が求められて、地域からですね、求められているのかとか、こうした視点でしっかりこうやっていく必要があると。農村の中には、水源を確保するためのため池とかっていうふうなものもございまして、こうしたものにつきましては、今防災上の観点からですね、必要な整備が求められていますので、こうした部分もしっかり、重点的にやっていきたいというふうに考えております。下のほうに新規評価マニュアルの対象事業の見直しということで、現行と見直し分をつけておりますけど、これまでの一次整備ではですね、事業といった手段で整理をしていたものを、今回のちょっと見直しでは、農地とですね水っていうものも、ある意味目的の部分に着目をいたしまして整理をし直してございます。当面事業化の予定がないものについては、削除をいたしております、維持管理の部分についてはですね、長寿命化を行っていくための計画に基づき事業を実施していくというふうなことを考えております。マニュアルの見直しでございます。次のページをどうぞ。まず位置づけの部分なんですけど、ここでちょっと主な内容といたしましては、稼げる農業の確立に向けた、地域の営農構想を評価できるように、見直しをしてございます。評価指標としまして園芸作物の作付拡大ですとか、農業やるにはどうしても農地のところが必要になってまいりますので、農地の集約とかですね、集積とか、そういったものを、評価の指標として掲げてございます。それから下のほうですが、必要性・効果の部分につきましては、地域の営農構想の実現に向けた基盤整備を評価できるように見直しというふうなことで、評価指標といたしまして、明確な必要性ですね、そういったもの、それから施設を効率化していく、これは冒頭申しましたように一次整備である程度今の施設が整備されていますので、人口減少に見合うようなですね、かなうような、施設の再編を、そういったものをイメージしてございます。それから、次のページでございます。実施環境のところです

が、ここにつきましては、人口減少化の構造変化に対応しました、農業水利施設の管理体制を評価できるように、見直してございます。評価指標としまして維持管理体制の確保、ですとかを挙げてございます。なかなか、維持管理体制の確保っていうのは、イメージがわかりにくいと思いますが、下のほうに新潟県の事例をつけてございます。通常私どもがやってございます土地改良施設につきましてはですね、土地改良区、または市町が主な施設については管理をしているというものということになってございますので、そうした土地改良区を含めたですね、団体がしっかりこう管理をやっていくっていうようなところを、連携して取り組むような枠組みをしっかりとつくっていきたいというふうなことで、例を挙げてございます。下のページにつきましては新規評価マニュアルの新旧対照表をおつけしています。ポイントといたしましてはですね、ちょっと字が小さくて非常に見づらいと思いますけど、ポイントといたしましては、生産性が高い平坦地域の部分と、生産性は若干低いですが、やる気次第で生産性が見込める中山間地域ですね。そういうそんなところを地域で分けて、評価できるようなマニュアルにいたしております。次のページのところですが、赤でちょっと囲っていますが、このポイントは、地域が将来、農業をどうしたいのかですね、将来像をしっかりと明確化するというふうなことが一つポイントとして、マニュアルを変えさせていただいております。それから下の四角のほうに、施策につきましては、施設管理の体制をどのようにしていくのかを明確化していくというふうなことで、ポイントとしてマニュアルの改定案をお示してございます。今掲げてございますが、農地の整備系のマニュアルなんですけど、次のページ以降についてはですね、農業用水を確保するために、水路の整備もいたしますけど、そこについても同様の視点で、先ほど言いましたような同じようなポイントでですね、整理をさせていただいてございます。農地整備課の説明は以上でございます。

(土井農山漁村課長)

引き続き、説明をさせていただきます。修正版の7のほう、よろしく願いいたします。下のほうになりますけれど、農山漁村課が、今回見直しを行う事業は、クリーク防災機能保全対策事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、この三つでございます。おのおの生活関連事業と、産業活性化事業、両方にございまして、防災的な観点と、農業経営の安定の観点、二つとも、関係する事業でございますので、両方ともに設定をしてございます。今回この見直しにつきましてはですね、先ほど農地整備課から説明がありましたように、今後の基盤整備の進め方等に合わせてですね、この三つの事業について、事業の位置づけと必要性の見直しを行っております。さらに、ため池等整備事業については、危険度の判定について、地震、豪雨に対する諸評価指標を見直しています。修正版8の上でございます。この3事業につきましては、稼げる農業の確立に向けた地域の営農構想を評価できるように、農業生産性の向上と、担い手の確保の指標を掲げて修正しています。そして、修正版8の下のほうでございますけど、さらに地域の営農構想の実現に向けた基盤整備を評価するため、明確な必要性の指標を、同じく3事業とも、見直しを行っております。この考えにつきましては先ほど農

地整備課の考えと同じ考え方で、見直しを行ってるところでございます。修正版の9のほうをよろしく願います。ため池等整備事業につきましては、地震、豪雨時においてですね、下流域の影響、いわゆる危険度を評価できるように見直しています。下のほうに、事業の緊急性で、評価指標、危険度の判定を書いておりますけど、修正番号11の新旧対照表のほうをよろしく願います。上のほうになりますけれど、左側、変更前でございますが、赤で書いてありますように、以前は、堤防からの漏水量によってのみ、危険度のほうを判定しておりましたけど、今回、変更後につきましては、右側になりますけれど、地震耐性評価とありますけれど、地震に対する評価を3段階に分けております。

その中の、AA種と危険度が極めて高い部分について、許容沈下量を満足しない場合、あるいは、A種で安全率が1.2未満の場合。また、豪雨耐性評価の部分で、ため池の設計構造に対する、洪水吐の断面不足とか、堤体及び洪水吐の余裕高とか、そういった構造の不備とかですね、設計基準に満たないところについて評価をしてるところでございます。こういうふうに、農山漁村課のほうを農地整備課の考え方と同じく、足並みをそろえまして、さらに防災ため池の分についてはこういった危険度についての評価を追加してるところでございます。農山漁村からは以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。ただいま2件について御説明ありましたが、この件についてですね、御意見等ございましたら願います。はい。

(陣内委員)

すいません。変更前変更後をつけていただいたのは結構なんですけど、申し訳ない、見えな。いくらなんでもこれを読みなさいって話じゃないですよ。こんな小さな字で。

(江口農地整備課長)

申し訳ございません、こちらの不手際で申し分けございません。

(陣内委員)

それで、内容でちょっとお聞きしたいんですけど、修正版の4、稼げるところに、もう重点でやりますという話はわかります。この修正版の4の下でいくと例えば、何ていうかな、耕作放棄地とか、というのは、このマニュアル上はもう完全になくなる、何とか対象外になるって話でしょうか。

(江口農地整備課長)

今回のマニュアルで評価をしていくものについては、新規の事業をやっていくっていうふうなことを念頭に置きながら、マニュアルがこれでいいのかっていうふうなことを見てい

ただいているかと思うんですけど、この耕作放棄地をその事業の対象に取り組むのかどうかという事は、事業を着手する段階で、そのところをゾーニングしながら決めていくというふうなことになると思いますので、この段階で、選別しているということではございません。

(陣内委員)

聞きたいのは、この耕作放棄地を、県土は整備するという、位置づけの中でどう位置づけていくんですかということです。この表だけ見ると、耕作放棄地はもう知らないよって感じになっちゃうので、その考え方を教えてほしい。そうしないとね、これだけの風水害が起きているときに耕作放棄地をしっかりと見とかなないと、今の災害の対象になってきますよね。その、考え方を教えてください。

(江口農地整備課長)

実際耕作放棄地がふえているという現状は、あるわけでございますけど、耕作放棄地も農地でございますので、その部分を将来的に活用するのとか、今耕作放棄されてる部分をきちっと保全して、例えば山に返していただくとか、そういうふうなことを、地域の中で、しっかりゾーニングをしていくっていうふうなことが、今後求められていくんだろうというふうなことで認識をしています。ですので、単に事業で手を加えていくっていうふうなことではなくて、粗放化しないように、計画的に、非農地化していくとかですね、林地化していただくとか、そういうふうなこともセットで、こういうふうな事業をやるときに、考えていく必要があるというような認識を持っております。

(陣内委員)

そうすると、それ自身が新規事業になるわけですね。例えば、昔の、林業地帯に戻すとかね。それはどこで評価してるんですか、この修正したマニュアル上は。

(江口農地整備課長)

事業を起こすという、このマニュアルの部分で評価をするものについては、私どもが今進めているその農業農村整備事業というところで評価をしていくことになると思います。入り口のところで先ほど申しましたように、農地をゾーニングしていくような形になりますので、そのゾーニングをしていく部分については公共事業というくくりではなくて、また別の事業を仕込んでいく。必要であれば事業を仕込んでいくということになるかと思っております。

(陣内委員)

必要であればという考え方、どうもおかしいと思うんですよ。これだけ山間地区荒れてるのに、それはもうこれだけ大雨とか来てるのに、それは別の事業ですという、確かに、担当か

ら見ればそうなんですけど、県全体としてどういうお考えですかっていうのを聞きたい。

(江口農地整備課長)

県全体で耕作放棄地をちょっとどうするのかって、耕作放棄地の進展を抑制していくっていう視点は持ちながら事業を進めていくっていうふうなことにはなるかと思うんですけど、中山間地域とかそういったところで耕作放棄地を劇的にとめていくっていうその、決定打っていうかですね、そういったのが今現状ではないっていうのが現実ですから。

(陣内委員)

すいません、かみ合っていないんですけど耕作放棄地が耕作放棄地として現としてあるわけですね。だからそれを県としてどう、どう整備するとか、あるいはどうその災害が起きないように面倒見ていくんですかと聞いている。これ、多分御担当は違うと思うんですけど。

(江口農地整備課長)

そうですねちょっと私どものところでちょっとそのところの、部分を所管してないっていうのはちょっと回答にはなっていないかと思えますけど、耕作放棄地をどうしていくかっていう部分についてはちょっと私どもとしては、農業のところベースになってまいりますので、地域でしっかりそこは議論していくっていうのが基本になっていくんだと思っていますので、そのところの議論を出発点としても、必要なハード事業が必要であればハードをやっていくし、必要なソフトが必要であればソフトをやっていく、そういうふうな、手段を講じていくっていうふうなことになるのかなという認識をしています。

(陣内委員)

もう、結構です。

(島内農林水産部副部長)

農林水産部島内でございます。中山間地域対策ということで、農林水産部としては、いろんなソフト事業、ハード事業を起こしながら、対応しているところでございますけれども、人口も減っておりますし、イノシシ等の鳥獣被害等もございまして、一朝一夕にはいかない、特効薬がなかなか見出せないような状況にあるかと認識をしております。今後、先生からいただいた御意見を踏まえまして、中山間地域対策を県庁内でもしっかりと議論していきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

(伊藤委員長)

なかなか民間の土地なので簡単に、放棄地だからどうこうという、こちらからというか県側からですね、手を出すことが難しいようにも思います。はい。そういった、農業、円滑にで

すね、合理的に進めるためのインフラ整備というのが今回の御提案です。民地までというところまでは、どうなのでしょうかね、県全体のそういう農業関係のマスタープランに何か方向性は書かれているのでしょうか。もし書かれてるんだったら後から、陣内委員のほうに御報告いただければと思います。そういった御質問ですよ。

(陣内委員)

はい。

(伊藤委員長)

ありがとうございます。そのほか、はい、牟田先生お願いします。

(牟田委員)

僕もちょっと質問が、仕事をやってると農家の方の相続のときに、農業やってない方に売りたいと。相変わらず農家の方にしか売れない農業委員会そういう譲渡しか認めないという制度、それとも、同種同等になって売っていいんだってというふうになってるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

(島内農林水産部副部長)

農地を農地として売るときは、農地法 3 条の規定がございまして、ここはもう農業者の方にしか譲れない、そういう規定がございまして。あと、農地法 4 条 5 条というのがございまして、農地を宅地等に転用する場合につきましては農業者以外の方でも、譲渡っていうのは可能でございますけれども、やはり、農地を農地以外として転用する場合には、農地法の規制がありまして、どなたにでも、どんな目的でも可能かというところではなく、いろんな規制がございまして。

(牟田委員)

単に個人的な意見ですけど、先ほどから、耕作放棄地とかあるじゃないですか。やっぱ農業やっていく方にどんどんどんどん売っていけばきっと大規模農業になっていくと思うんですよ。けど言われたように、農地法が農家しか売れないとかいうと、あれって各都道府県で自由裁量部分ってないんですか。

(島内農林水産部副部長)

農地の企業参入というのは国レベルで議論をされておまして、兵庫県かどこかでその特区を設定して、農地の流動化や権利移動をされているという事例はありますけれども、いろんな課題がございまして、全国的には広がってっていないというのが現状かと思っております。

(鳥井委員)

さっきの議論の中で、必要であればハード、ソフトとおっしゃったのですが、ハードは何となくイメージつくのですが、ソフトで手を入れるといったとき県はどんなことをされるのか。

(江口農地整備課長)

ソフト対策はちょっとセミハードみたいな部分からですね、実際の私どもの農林水産部の中で、農政の関係の職がやってるような、営農指導とか、普及とかの部分で関連していく部分もございます。ちょっと私どもの農地整備課ではちょっとそのハードの部分の所管をいたしておりますので、地域がそういうふうな御議論の結果ですね、こういうふうなことをしたいというような意向は示されれば、それに沿った形の支援策を、部の中で所管所管でやっていくというふうなことになるかと思っております。

(田中委員)

地図で平たん部のところですね、今年も2年前の水害も特に多いことはなかったんですが、砥川地区のほうがですね、山があり、国道から南側のほうがですね浸かってしまって、やはり若い、ハウス栽培されてる方が浸かってですね、苗も頼んでるのに、出来なかったっていうのがあるので、どうしても、今本当に稼げる農業と言って発言等をされている中でですね、子供たちはすごい一生懸命ですね、成績を上げるように頑張ってるんですけども、そこら辺が、水害っていうのがですねちょっとどうしても、精神的にやる気をなくしてしまうのが大変なので、何とかですね、この水害に遭わないようにですね、水路のところをちょっと深くしてもらおうとか、していただくことが出来たらなあっていうのを思います。

(土井農山漁村課長)

農山漁村課ですけど、最近こういった、雨が頻繁に降っておりますんで、先ほど言いましたように、各地で浸水被害が発生しております。そういう状況、私どもも分かっておりまして、そのために、今ある施設の整備、クリーク防災事業で整備したりとか、そういった整備をすることによって、事前に水を落としてですね、水害の軽減を図るということもやったり、ため池の水を落としたりとか、そういったことを、今、県全域で、平担中心ですね、やっております。今後もですねこういった事業を取り組んでいきますので、もう一刻も早くそういった被害が軽減されるように努めてまいります。ちなみに、私、浸水したと砥川地区の住民でして、私も被災して、一刻も私も、そこら辺頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ、いろいろ御意見よろしく願いいたします。

(伊藤委員長)

例えばクリーク防災で、いわゆる浚渫するわけですね。底のほうの泥を取る、ため池の水

を抜くというようなお話。修正版9のほうですね。ため池の話は、ため池等整備事業の中でですね、地震豪雨等における危険度を評価できるように、いわゆる、災害があったときにため池が決壊しないかっていうのは、ここで書いてあるお話ですよ。ため池の水を抜く抜かないっていう整備になりますと、もともとなかったところに、樋門樋管をつけなきゃいけない。ここら辺の話は、今回の整備系に入ってくるんですか。

(土井農山漁村課長)

今回のため池等整備事業の中ではなくて、また別での対応と考えております。あくまでマニュアル中にはこの地震とか大雨に対するそもそものため池の、機能を維持するとか、強化するという対策でございまして、先ほど、委員長がおっしゃられたように、そういった、事前排水をする施設の追加とか、そういった部分のプラスアルファの分についてはまた別事業のほうで。

(伊藤委員長)

別事業なんですね。ここで書かれてなかったもんですから。ちょうど私もですね8月の豪雨災害の後に、まさに武雄ですね、もう水路1m20cmまで来たっていうところの方から御意見いただいたんですけど、ちょうど山側のため池の水が抜かれてなかった、だからちょっと、今年も大変だったねっていうような、2年前も、もっとひどい被害が出ている方なんですけど、積極的にですね、ため池も相当のかき集めれば遊水機能を持ちますんで、明治ぐらい出来るとか江戸時代から使ってるっていうのもいっぱいありますけど、そういうのは樋門樋管ないケースが多いですもんね。積極的にですね、洪水対策としてのため池整備っていうのを御検討いただければと思います。どうぞ。

(島内農林水産部副部長)

私の方からため池整備で1点補足をさせていただきますと、近年、かなり、豪雨災害が多いというふうなことで、平成27年に農水省のほうでため池の設計指針が改正になりまして、以前、小さい口径の樋管だったのが、緊急的に放流できる口径の大きい樋管にするよう設計基準が改められておりまして、最近、着工しているため池につきましては、大体、1日24時間で2メートルほど落とせる、緊急放流工を設置しております。今後、新たに整備するものについてはその基準にのっとって、整備をするようなことになっております。以上です。

(伊藤委員長)

着々と進められているということなんですね、一朝一夕にはこういったこと出来ませんので時間がやっぱりかかりますね。はい。今2件、御議論いただきましたけれども、陣内委員へマスタープランのほうはまた御報告いただけたらと思いますけども、今回は整備系のマニュアルの変更という点について諮問事項ですので、この件に関してお認めいただけますで

しょうか。はい。ありがとうございました。

(事務局)

すいません。事務局のほうからです。今お配りしたのがこちらの事務局の不手際もございまして、ちょっと見にくい資料となっていました。大変申し訳ございませんでした。改めて、印刷をしましりました。少し大きくなってるかと思しますので、今から道路課のほう説明いたします。今お配りした資料で、説明したいと思しますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(片渕道路課長)

失礼します。道路課の片渕でございます。数年前ですね、県土企画課におりまして、その際にこの委員会についても担当させていただいております。今年からですね、道路課になっておりますので、これから説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速説明させていただきます。御手元にお配りしてなかったんですけども、前のスライドのほうをちょっと御覧いただきたいと思ひます。道路課の道路事業のですね、マニュアルの全体像を最初に説明させていただきたいと思ひます。道路課の事業、道路をさわっているわけですけども、その事業の内容ですとか、目的によって、評価のマニュアルを幾つかに分けております。ざっくり言いますと、上段の広域と生活と申しますのがいわゆる整備の事業でございます。1番下に書いておりますのが維持管理、維持系の事業でございます。整備の事業につきましても、広域と、それから生活関連について、右のほうに、いろんな事業に分けて、評価をしているというところでございます。最初に、赤枠で囲っておりますが、広域の改築事業、それから生活関連の改築、それから代行業業のマニュアルの改定について御説明をさせていただきます。

御手元の資料の修正2ページというふうになっておりますでしょうか。2ページ目をお願ひいたします。これが先ほど御説明いたしました、広域事業の、左側が改築の事業、それから生活関連の改築と代行業業でございます。この事業につきましても他の公共事業同様、位置づけ、それから必要性・効果、実施環境という三つの観点で評価を行っておりますが、この中で位置づけの評価のうち、黄色で着色をしておりますが、現行で中長期道路整備計画や、プロジェクト等についての評価項目、この2点について、見直しを行うものでございます。次のページをお願ひいたします。今回見直しを考えております2点についてでございます。まず1点目でございます。現行のマニュアルでは中長期道路整備計画への位置づけの状況を踏まえまして、評価をするということにしております。この中長期道路整備計画でございますが、平成16年に策定をしております、道路整備全般の中長期的な基本方針や道路網の将来像、整備効果等を示した計画としております。ただ策定から17年が経過したという状況でございます。今般、令和3年6月に佐賀県新広域道路交通計画というのを策定しております。この計画では、佐賀県の現状や、おおむね20年から30年後の将来像を見据

え、平常時、災害時及び物流、人流の観点から、佐賀県の広域的な道路ネットワークというものについて整理を行ったところでございます。こうした計画を策定したということもございまして、それから先ほど申し上げました中長期道路整備計画、これをつくりまして、17年が経過したということもございまして、この位置づけについて変更したいというところでございます。従前、中長期道路整備計画の状況で評価をしていたものを、佐賀県新広域道路交通計画の位置づけということで変更したいというふうに考えているものでございます。2点目でございます。2点目が、主要プロジェクトについてでございます。

現在のマニュアルでは主要プロジェクトの例といたしまして、吉野ヶ里でございますとか嘉瀬川ダムを例示して書いたマニュアルとしているところでございます。このように例示しているプロジェクトでございますが、御承知のとおり、それぞれのプロジェクトの整備が進んできております。該当するプロジェクトのイメージがなかなかわかりにくいというふうに考えまして、イメージのしやすい例示へと変更したいと考えているものでございます。次のページをお願いいたします。これらの新しい佐賀県新広域道路交通計画の説明ということになります。佐賀県新広域道路交通計画では、広域的な道路交通の基本方針を整理し、基本方針を踏まえまして、佐賀県将来道路ネットワーク計画というものを策定しているものでございます。この基本方針でございますが、佐賀県におけるおおむね二、三十年後の将来像を踏まえまして、平常時、災害時を問わない安定的な道路ネットワークを確保するための道路交通の基本方針を整理しているところでございます。平常時におきましては都市間の連携、それから人や物の交流の促進、佐賀県の魅力発信の支援、安全安心な道づくりという方針を掲げているところでございます。災害時におきましては、災害ネットワークの多重性、代替性の確保、ネットワークの脆弱性を代替補完するという方針を掲げているところでございます。これらの基本方針を踏まえまして、佐賀県将来道路ネットワーク計画というのを策定しております。次のページをお願いいたします。これが、佐賀県将来道路ネットワーク計画になります。ちょっと小そうございますが、右下に凡例を記載しておりますが、都市間、物流、災害時に観光、都市内交通、こういった各観点でネットワークを設定しているところでございます。次のページをお願いいたします。具体的なマニュアルの変更点ということになります。広域の道路事業におきましては、位置づけの中に各部の施策に関する基本方針、中長期道路整備計画、緊急輸送道路、観光、大型プロジェクト等、この三つの指標で評価をしているわけでございますが、繰り返しになりますが中長期道路整備計画と主要プロジェクトの項目について見直すものでございます。具体的には右側、青で着色をしておりますが、従前、中長期道路整備計画に位置づけされた道路につきましては50点と評価をしていたところでございますが、佐賀県新広域道路交通計画の基本方針に即した道路については30点、また、佐賀県新広域道路交通計画の将来道路ネットワーク計画に位置づけた道路には、50点の配点とするものでございます。佐賀県新広域道路交通計画の趣旨を踏まえまして、佐賀県将来道路ネットワーク計画に位置づけされた道路と、それ以外の道路においては、評価において一定の差を設けることが適当かなというふうに考えまして、このように配点につい

でも差を設けているとございます。次に黄色で着色しているところございます、主要プロジェクトとして吉野ヶ里、嘉瀬川ダムなどを例示していたところございます、この部分を、IC アクセス道路、新産業集積エリア、というふうに見直しまして、近年取り組んでいるプロジェクトの事例を表記いたしまして、わかりやすくしようとするものございます。

配点については変更ございません。7 ページ目をお願いいたします。ここでは、生活関連事業のうち、改築それから代行事業のマニュアルについての見直しございます。

先ほど御説明いたしました、広域の道路事業と同様に、中長期道路整備計画、それから、主要プロジェクトに関しまして、変更をするものございます。8 ページをお願いいたします。これから説明いたしますのが、道路事業の生活関連事業のうち赤で囲っておりますが、交通安全、橋梁事業それから局部改築といった事業についての見直しになります。

マニュアルのですね、たてつけが少し異なっていることからこういうふうにちょっと二つに分けて御説明をしているところございます。この生活関連事業のマニュアルの中でも先ほどお話しましたように、位置づけの中に、プロジェクト等という指標ございます。先ほどの広域事業と同様の事情ございます、このプロジェクトにつきましても、吉野ヶ里、それから嘉瀬川ダムといった、例示をしているところございます、IC アクセス道路、新産業エリアといった、例示に見直したいというふうに考えているものございます。配点については 20 点のまま変更ございません。すみません、駆け足ですが以上が道路事業における、今回のマニュアルの変更ございます。説明は以上ございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。ただいま御説明いただいた中でちょっと私が聞きたいことがまずありますので、よろしいですか。何度も出てきましたけど、吉野ヶ里、嘉瀬川ダムなど県主要プロジェクト、今回の改定は IC アクセス道路、新産業集積エリアなど、この「など」は、何か表にリストアップされているんですか。いわゆるこの県主要プロジェクト関連道路という定義は何かほかにあるんでしょうかというところ

(片瀬道路課長)

すみません、そこが部分だけしか説明出来なくてわかりにくくございました。大型プロジェクトというふうに申し上げております指標の中には、御手元お配り出来てないんですけども、先ほどから説明しております主要プロジェクトが該当するようになっているんですけども、生活関連のほうでプロジェクト等と申し上げているものの中には、主要プロジェクト以外に地域プロジェクトというふうに書いておりますけども、もう少し規模の小さなですね、プロジェクトも含んで評価できるようにしております。主要プロジェクトということイメージしておりますのは国とか県が行う事業を想定しておりますの対しまして、地域プロジェクトと書いておりますのは市町の事業でありますとか、公共性の高い民間の事

業、地域の中核となる病院が出来て、そこのアクセス道路といったようなものを想定して、生活関連の道路というのは、もう少し皆さん方の身近な道路の整備になるということもございまして、対象のプロジェクトを加えて評価することとしております。そういった関連です、ね、「など」というのをつけさせていただいているとでございます。

(伊藤委員長)

わかりました。多分、今の御説明だと、表にどのプロジェクト、個別の名称、プロジェクト名がリストアップされていて、点数付けをする職員の方は表を見ながら、これは入っているから20点とか簡単にできるようなにはなっていないということなんですね。

(片淵道路課長)

そうですね、全てのプロジェクトをリストアップは出来ていません。その時々です、ね。

(伊藤委員長)

大きな国の方向性だとか予算がついたら、それは、皆さんの判断で入れられるという、だから特段決まった定義は、今のところはない解釈でよい。

(片淵道路課長)

はい。

(伊藤委員長)

委員の皆様どうぞ御意見ありましたら、はい。

(陣内委員)

中長期から今度つくられたやつに変えられるというのはごもっともだと思うんですけど、お聞きしたいのはその改訂案の中で、30点のやつが出てきてますよね。基本方針に即した、30点のやつです。従来50点、1本だったのが30点のやつが出てきて、お伺いしたいのは、県の道路の整備について何か、その考え方が大きく変わるのか、あるいは例えばこの基本方針に即した道路っていうのは、具体的に言うとどういう道路を想定されているのかをお聞きしたいんですけど。要はこのマニュアルを変えることによって、従来と道路の整備に対する考え方が少し変わったのか、いや変わってないのか。そこのところ1番知りたい。

(片淵道路課長)

はい、ありがとうございます。基本的な大きな考え方としてはですね、変わってないつもりでございます。ただ、新しく計画をつくりまして、計画の中には、ネットワーク図、こういうふう具体的な路線を示しておりますので、もちろんこの中に入っていない道路も、実際

ございます。ですので入った道路と入っていない道路には一定程度差をつけて、県としていろんなこの計画をつくるためにも県民の方から御意見をいただいたり、専門家の方から御意見をいただいたりした上でつくった計画ですので、まずは、こっちをしっかり整備していくことを優先しないといけないかなというふうに思っています。ただ一方でこれにあがっていない道路について、整備していかないのかということかという、そうではなくて、入っていない道路についてもその区間であったり、その周辺の状況などを見ながらですね、整備を進めていかなければいけないと考えておりました、そういった上で、その他の位置づけ以外にも評価する項目ございますので、そういったところでしっかり評価できれば事業化できるという、ある意味余地を残すために、30点の配点をつけているところでございます。

(佐藤委員)

今回の新規マニュアルの、お話とはちょっとそれるのかもしれないんで、お話しなくてもおわかりになるかと思うんですが、私が背振に住んでいて、脊振を通る県道があるんですが、部長様の挨拶の中でもあったように今回の8月の豪雨災害で、一部の山が崩落して、通行止め期間が大分長く続いたんですよ。もちろん、点数だとかを見ていくと、例えば、脊振の山間部を通る県道なので、大規模な何らかのそういう施設があるわけではないですし、日頃使う人口的なものを考えると、そんなにもう重要とされる事業とは位置づけられないのかもしれないんですけども、山間部を通る県道って、何かそういう災害が起ると、逆に、代替道路としての脆弱性ってものすごく生活していて感じるんですよ。点数をつけていただいたから今、実際に工事があっているのかと思うんですけども、生活していて感じるのは、道路の工事区間って、その事業、事業によって区切られていて、その区間に何らかの予算がつけられていると思うんですけども、予算があるから仕方ないとはいえ、だってこれだけ残されて、そこが今回災害に遭って、崩れているんですよ。考えるとそのためだけに、今度また現場事務所を置いて入札されてっていうことを考えると、これだけの予算を道路って、何十億円かって、下手すれば積み上げて事業される中で、だってこれだけの区間をわざわざ残して今回災害の対応に当たらなきゃいけないって、ものすごく非効率なような気がするんですよ。だから、そうやって点数をつけていただく中で事業されるのであれば、今度、それを実際に工事に着手されるときに、どう対応をしていけば、道路を使う住民、もちろん福岡に通じる道なので、意外と山間部の中でも交通量ってある道路なんですよ。だから、そういう利用者が不便を感じないようにとか、この中にも、広域道路交通計画、やっぱり人が、行き来しやすいために整備されるものだということを考えると、もうこうやって、いろんなものが新規マニュアルに応じて点数化されて、予算をつけられて、工事はますますというふうになるんですけど、それが事業になったときに、どういうふうにしていけば効率的にできて、非効率な事業にならないかっていうところで考えていただくと、何となく、何だろう、「またあんな工事してるよ」っていう、住民的な感情にならないかなと。今回災害を目の当たりにしてすごく、感じるが多かったです。すみません、ちょっとこれとは話

が逸れてしまうんですけれども。

(片渕道路課長)

ありがとうございます。事業を採択するときはですね、当然その必要性に着目して、やっぱりここからここまではやらなきゃいけないよねっていうことで、事業の区間も設定しております。で、今の佐藤先生おっしゃったのは、工事の単位として、もうちょっとここまでやってもらったら、よかったのについて、もしくは分割せずに、一遍にやってもらったらよかったのについてというような御趣旨かなと思うんですけれども、すみません、そこは、どうしてもその年度ごとの予算の制約とか、どうしても1年にやれる工事の量とかいうのがやっぱり制約があるので、限られた予算、条件の中です、よりやらなきゃいけないものであるとか、どうしてもこっちの工事より、工事の現場の段取り上ですね、ここを先にやらなければいけないということでやっているのかなというふうには思っております。が、委員からおっしゃっていただいたように、せっかく工事をやっているのにその横で崩れちゃったから、通れなくなるっていうようなことはですね、ないように、工事の発注にあたってもしっかり現場を見ながら、やるようにそこは土木事務所と一緒に考えていきたいと思っております。すみませんお答えじゃないかもわかりませんがいい。

(陣内委員)

全然違う質問で申し訳ないけど。一県民として、千代田の元の役場から三根に行く道がありますよね。あれは県道ですか。国道ですか。すぐセブンイレブンがありますよね。役場からちょっと南に行ったところに、そうそう、あそこ何年工事やるんですか。通るたびに思うんですけど、何年やっていますかかって思うんです。私が理解する限りこの四、五年ずっとやっているような気がするんですけど。そうです。はい、通る人みんな、いつまでやるのっていう声があります。すみません。

(伊藤委員長)

道路工事はどうしても何等かありまして、委員の元職場で、佐賀銀行の本庄支店、佐賀大の直ぐ脇にありましたよね。あそこまで、どんどんの森から、ようやく交差点まで来るのに、もう20年以上かかっていますよ。30年かな。どうしてもなかなか、地権者がありますので、拡幅するには、致し方無いところではあります。

(陣内委員)

最後というか、少し心配になっていることがありまして、7ページの改定案で赤い字ですね。佐賀県新広域道路交通計画に即した道路30点、ネットワークに位置付けされた道路50点ということで、この位置づけのところで、前は50点満点を大体取れていたんじゃないかなと思います。それで取り組めるようになって事業が進められていた。ところが、今回30点

のケースって結構出てくるかもしれないじゃないですか。30点の場合、ほかの「プロジェクト等」に入っていないと20点付かないですから。いわゆる80点、A評価が取れないケースって、結構あるんじゃないかと思ってですね。その辺シミュレーションってされていますか。

(片瀬道路課長)

ありがとうございます。そこは私たちの中です、こういうふうには、この案をつくる過程でもですね、議論がありまして、確かに先生おっしゃるとおり、80点以上、Aにならない道路が少なくともこれまでより増えてこようというふうには思っております。ただ、それ以外の項目です、評価ができれば、60点以上のB評価にはなるので、事業はできる条件は整えられるかなというふうに思っています。先ほどの、陣内先生からのときにお答えしたように、せっかく計画をつくりましたので、位置づけられている道路とそうでない道路に一定程度やっぱり差をつけるっていうのは、やむを得ないといえますか、必要かなと思っておりますので、ここには差をつけております。

(伊藤委員長)

AAAじゃないと事業出来ないってわけでは当然ないものですから、BBAでももちろん、はい、そういうものは、事前に調べられているんですね。わかりました。

(平尾県土整備部長)

管理者としても、この先々5年10年ぐらいで必要性のあるところは一定把握しておりますので、そこを道路課の方でも、そういったことをやる時に本当に、例えばC評価とかにならないのかとかシミュレーションをやりながら今回やっていきました。

(塚原県土企画課長)

新規評価につきましては、評価の基準を定めたマニュアルを委員会で審議いただきまして、そのマニュアルによって県庁の各部で評価を実施し、結果を委員会に報告するという流れで行っております。具体的には、令和3年度予算化状況の表に記載しておりますように、左のほうから、現地、農林事務所や土木事務所などの現地機関における評価、それから各事業課、事業担当課における評価を経まして、各部内の評価会議において、評価内容の確認、事業か所の優先度の確認をした上で、事業の実施可否を決定しております。2の3、2の4の表につきましては、令和3年度当初予算及び令和2年度2月補正予算における、新規評価箇所数を、整備系、維持系でそれぞれ整理したものでございます。昨年度に行いました、部内評価会議では、整備系は18か所、維持系は37か所の評価を行い、その結果を、昨年度の第3回委員会で報告させていただきました。今回の報告は、皆さんの薄い黄色のところになっております。予算化箇所数のところ、2の3でいきますと整備系は、部評価箇所

数は18でございましたけれども、予算化箇所数、合計の下から二つ目の17か所、2の4維持系につきましては、37箇所中33箇所を予算化しております。それぞれの箇所を評価した調書につきましては、令和3年1月の第3回監視委員会で報告しておりますので、今回省略させていただいております。県のホームページのほうでも公表しております。次に予算を見送った箇所につきましては、次ページの資料、2の5、2の6に記載しております。2の5この整備系でございますが、整備系で予算を見送った事業は、森林整備山地治山事業でございます。限られた予算を、緊急性などの優先順位の高いか所から配分した結果、新規1か所について、予算化を見送ったものでございます。2の6でございますが、これは維持系でございますが、道路課の道路整備交付金事業と道路防災対策費でございます。番号の2が道路整備交付金事業ですが、維持的な、応急措置によりまして、延命化が可能と判断し、予算化を見送ったものでございます。5、6、8、道路防災対策費でございますが、国の令和3年度当初予算において、予算措置がなされなかったために、県としても、予算化出来なかったものでございます。以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。ではこの件について御意見ありますでしょうか。なければ、ほぼ例年どおりですね。はい。そんなに大きな、変化はなさそうですね。はい。時間もおしていますんで、はい、次の報告事項をお願いいたします。

(塚原県土企画課長)

次、令和2年度簡易事後評価結果の報告でございます。

御手元の資料は3になります。令和2年度簡易事後評価結果についてですが、公共事業の事後評価につきましては事業完了後、おおむね、5年を経過した箇所について、その事業効果を確認し、十分効果が発揮出来ていないようなものがあれば、その後の事業において、必要な対策を講じるという目的で実施しております。資料3の3をごらんください。事後評価については、平成23年度から、委員会に相談した上で、進め方を変更しております。全てのか所を、委員会にお諮りするのではなく、事前に事務局で事後評価を行いまして、C評価のうち、見直しを行うもの、または、D評価となった箇所のみ委員会に諮るという、流れになっております。今回は、令和2年度に事後評価を行っておりますので、平成26年度に事業が完了したものが対象でございます。内訳といたしましては表に記載しております通り、農山漁村課の農業農村整備事業ではクリーク防災機能保全事業等で1件、農地整備後の農業農村整備事業では、経営体育成基盤整備事業等2件、森林整備課の森林整備事業、治山事業など4件、道路課の事業では、道路や歩道の整備、バイパスの整備事業などで7件、河川砂防課の海岸事業で1件、以上、合計、合計で15件であります。資料の3の11ですが、このA3判の資料は簡易事後評価結果の調書となっておりますので、後ほど御参考にしていただきたいと思います。事後評価の結果、道路事業において、C評価

がございましたので、評価理由等について、3の5資料をいれております。なお、この当該か所は、検討の結果、見直しは行わないものとして評価しておりますので、本項目については、審議ではなく、報告事項として、整理をさせていただいております。内容については担当課の道路課長より説明いたします。

(片渕道路課長)

失礼いたします。道路課の片渕でございます。C評価があった箇所について、簡単に御説明させていただきます。御手元の資料で申し上げますと、3の19の資料でございます。対象の道路は、牛津芦刈線と申しまして、名前のおり牛津町と芦刈町を結ぶ県道で、この区間のちょうど中程あたりですね、歩道の整備事業を進めておりました。一部の区間でですね、補償のお話が整いませんで、完了していない区間がございます。こうしたことから、地元の方からの御意見としまして、基本的には歩道が広がったのでよかったという御意見の一方で、一部完了してない箇所があるものですから、その区間についても両側の歩道の設置をしてほしいと御意見がありましたことから、今回の事後評価ではC評価というふうにしていくものでございます。その箇所の現状について、すみません、これスライドのほうをお願いしたいと思いますが、中ほどのですね、40mほどの区間が、補償が出来てないということで、歩道が未整備の状況でございます。現場のほうは、路肩を少し広げさせていただいて既存の道路敷地の中で、路肩を広げる暫定的な工事をして、ポストコーンなどを立ててですね、暫定的に対応しているという状況でございます。引き続きですね、地元の方とお話をさせていただいて、もともと私どもが考えておりましたような形に、できればなるようにということで話をしていきたいというふうに考えているところでございます。説明以上でございます。

(伊藤委員長)

よろしいでしょうか。はい。次の報告事項をお願いいたします。

(塚原県土企画課長)

それでは、資料4をお願いいたします。先ほど御報告しました、簡易事後評価結果のうち、A評価、またはB評価になったものにつきまして、公共事業の効果等につきまして、委員会、皆様に御紹介させていただきたいと思っております。今回は、県営経営体育成基盤整備事業、森林基盤整備交付金事業及び海岸保全施設整備事業の3事業について、担当課から説明を行います。最初は、県営経営体育成基盤整備事業の報告です。農地整備課江口課長よろしく申し上げます。

(江口農地整備課長)

農地整備課の江口でございます。よろしく申し上げます。資料の4の5のページになります。ごらんください。県営の経営体育成基盤整備事業の大授搦・大搦地区についてですね、

佐賀市の東与賀の地区でございます。ここにつきましては、機能低下した農業生産基盤の再整備を行いまして、優良農地の維持保全、それから、経営体の育成を図るという観点で、事業を行ってまいっております。平成18年から平成26年まで約15億円程度かけましてですね、事業をやっております。内容につきましては、圃場整備で造成しました土水路、と私たち呼んでいますけど、護岸をしてない水路ですね、ああいった護岸ですとか、古くなった揚水機場の再整備ですとか、暗渠排水って言って農地の地面の下に排水がよくなるような、管を入れてございます、そういったものの整備をいたしております。次のページをごらんください。ここについては、昭和41年からですね、昭和47年にかけて圃場整備を実施してございます。先ほど申しましたように、水路関係のですね、施設が大変傷んでございますので、そうしたところの再整備をすることによって、経営体の育成を図るというふうなことを目的としてございます。下のほうですが、事業の内容は、大きく、用排水路、それから用水路、それから次のページの上段ですけど揚水機場ですね、それから暗渠排水ということで、四つの項目に分かれてございます。施設造成からもかなりの年月がたっておりますので、泥の水路が侵食されまして、泥土が堆積したりですとか、こうした下の写真ですが、農地に用水を送ってる管を埋設してございますけど、こういったところに穴があいてですね、漏水をしたりとかというふうな、現状がでございます。これ整備状況でございます。左側が圃場整備で整備した水路に、右側で護岸をコンクリート製のですね、護岸を施したやつです。下のほうはコンクリートではなくて、土留めの板さくということで木製の護岸を施したものでございます。次のページですけれども、上段の写真が、赤で入れているのがこれ地上からちょっと見えないんですけど、地表面から30センチか40センチぐらいのところに、用水管といってパイプラインですね、水を送る管を敷設しております。これが末端の圃場まで行き届くような形に、圃場整備でやっているんですが、これがちょっと非常に古くなったということでここをやりかえております。

それから下の写真はポンプ場ですが、ここについても、ポンプの性能も劣ってきていますので、全て更新をしているということで、その建物そのものを変えているというような状況でございます。それから次の下のほうのシートですが、これは暗渠排水といたしましてですね、米をつくるときに水をためるときはキャップを閉めて水が抜けないようにしますが、秋口ですね、麦とか作ったり、場所によっては、高収益の作物、園芸作物なんかをつくるころにあってはキャップ開けてですね、きちっと水がはけるような状態を保つような施設を、地表から60センチぐらいのところですね。今、入れております。これがずっと水を集めて水路のほうに排水をするというような形。それから次のシートですけど事業の効果としましては、平成17年以降整備をやっておりますが、17年と、令和2年との作付状況を見ますと、タマネギとかですね、そういったものの作付がふえてございますし、トマトにつきましては排水がよくなったということで、新たな作付が出来たと、いうふうなことでございます。いちごについては、この地域は、令和元年からいちごさんに切り替わってるというふうなことでございます。下のシートでございまして、そもそもこの事業の目的っていう

のが、担い手をしっかり育てていきたいと思いますというふうなことを目的にしておりますので、そういう担い手への農地の集積がしやすいように土地基盤の整備をやっていくと。その結果、事業実施前 39.3%だった農地集積率が事業完了後には 80%を超えるような集積率になっており、こういうふうな効果が得られているということでございます。最後に農家の声としまして地域で営農されている方の声を、いろいろこう、お聞きする中ではですね、整備されることによって、泥上げですとか、パイプラインの掃除ですとかそういったものを常日頃されているんですが、維持管理にかかる労力が減少したというふうなこと、それから排水とかそういったものが、きちっとできるようになってですね、園芸作物のほかの作付面積が増えたというふうなこと、それから、さらには作業効率性が向上したというふうなことで、大規模農家の農地集積も進んだというふうなことで私どもが、数字的に見ていることが農家の生の声として、聞いているというふうなことかと考えております。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。この件に関しまして御質問等ございましたらお願いいたします。私からは簡単に一つ、5の1の事業の効果の中でですね、いわゆる高収益作物、これはあんまり、平成17年から数は伸びてないという判断ですか。

(江口農地整備課長)

そうですね作付の面積としては、さほどこう、劇的に伸びているというふうなことではないかと思っております。今後、事業完了後も五、六年になりますので、今、県としても、888運動を進めていっていますので、そういうふうな取組と相まって、高収益作物の作付増大につながるように、県としてもしっかり取り組んでまいりたいとは思っています。

(伊藤委員長)

既に計画を進められているということなんで、はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。次は森林整理課さん。はい。

(吉良森林整備課長)

御手元の資料の4の13をお願いいたします。こちらのほうは林道の整備関連でございます。森林基盤整備交付金事業ということで陣の山線の整備をいたしております。4の13の下のほうになります。事業の概要でございますけれども、所在地につきましては、唐津市の相知町の管内となっております。工期は平成10年度から、26年度までの17年間となっております。事業費につきましては、約22億円でございます。林道の延長につきましては、8519メートルとなっております。4の14、お願いいたします。上のほうでございますけれども、事業の位置図でございまして、上のほうのこの右の大きい枠の中ですが、林道の起点に

つきましては、唐津市相知町の大野という地区でございます。そちらのほうを起点といたしまして終点のほうは、唐津市相知町の伊岐佐、伊岐佐ダムに近いところの林道となっております。ちなみに唐津市はですね、唐津市内に木材市場がございます、唐津市の久里周辺に木材市場がございます。木材を出荷するときには、そちらのほうに出荷をしていくという形になります。4の14の下のほうでございます。背景と目的でございますけれども、唐津市相知町ですね、北部に位置します当地区につきましては、一級河川、松浦川の上流部に位置してございます。水源の涵養などの公益的な発揮が求められる森林となっております。ここに写真がございますように、伊岐佐地区、黒谷地区の、当時の森林の状況でございます。やはり木が込み合っております、こちらの杉とかヒノキの森林になりますけれども、木が込み合っております、下のほうになかなか光が届かなくて、下草が生えていない、そういった状況でございます、間伐が必要な林分となっております。4の15をお願いします。上のほうですけれども計画路線の周辺、先ほど申しましたように、杉とかヒノキの人工林がございます、約7割、地域において占めてございます。この中に森林管理道として、8519メーターを開設したものでございます。1番の目的といたしましてですね、林道の開設によって、先ほどの杉、ヒノキの、いわゆる間引きの作業、間伐と申しますけれども、そういった作業が推進されて、木材生産費の削減ですとか、森林の持つ公益提供の発揮に寄与するということでございます。これ、やはり林道がないと、山にアクセスしていくためのですね、労力が非常にかかります。道がなければそこまで30分を1時間も歩いて、山のほうに、作業員さんが行くこととなりますので、そういったその移動時間の短縮とか、図られるということでございます。4の15の下のほうですけれども事業の内容といたしまして、道の幅員はですね、全体の幅員で4メーターとなっております。

林道の設計速度、利用する場合の設計速度なんですけれども時速30キロとなっております。またこの林道を利用して、森林の整備を行う区域を想定いたしておりますのが、この利用区域ということで、先ほどの図がありましたけれども325ヘクタールとなっておりますそのうち人工林が215ヘクタールで、約7割となっております。4の16をお願いいたします。これは林道の実際に整備をしたときの写真でございます。左側の写真につきましては、林道の山を掘削する、斜面を掘削するところに丸太伏工と申しまして、道路の右側のほうに丸太を置いて、草木が生え過ぎてしまわないようにとか、あるいは道をですね、車道で車が通っておるときに視距が確保できるようにという目的で設置をいたしております。また写真の右手のほうは補強土壁と申しまして、掘削した土砂をこの左側の、路肩の部分、四角い部分ですけれども、こういったところに構鋼製の枠に土砂を積みまして、擁壁とする、そういった方法を使っております、有効活用してございます。下の4の16はですね、航空写真を載せてございます。ちょっと見にくくございますけれども、白黒のほうは、平成9年の撮影時の航空写真、下のほうは平成28年の撮影となっております。矢印を入れてるところ付近にですね、林道が白く通っているのが若干分かるかと思っております。4の17をお願いいたします。事業の効果等をいたしまして間伐等の森林整備が進んだとしておりますけれども、

これイメージですけれども、この左上の真っ暗な森林の中の状況ですけれども、間伐をいたしますと、右下のように、明るい、林内になっているということで今後間伐することによって、ますますその森林の成長が伸びていきましたり、これらの下草のほうに地面に下草が生えていくと、そういったことになろうかと思えます。下の表はですね、実際の森林整備の実績を平面的にあらわしているものでございます。平成11年から令和元年までの20年間でございますけれども、こちらの黄色い枠の部分が先ほど申しました利用区域300ヘクタールでございますけれども、そのうちにこの色をつけてでも、主に青がございまして、森林整備の実績ということで、述べ、約70ヘクタール実施してございます。主にといいますか、間伐、抜き切り作業を実施したということで実績が上がってございます。4の18の上のほうでございまして、こちらはですね、まだまだこの地区で実際の整備は、切捨ての間伐がございましたけれども、今後はこういった、大型の林業の機械を使って、間伐という作業を、この機械を使ってやりまして、木材を実際に搬出していく、売上げを行っていくと、そういう作業も幾らかの実績もございまして、これから実績が伸びてくるんじゃないかなと思ってございます。また現場周辺を林道沿線のモデル展示ということで設定してございまして、ますます今後の、森林整備の推進に力を入れていきたいと考えているところでございます。4の18の下の方につきましては、実際に間伐をした後の、数年たちますと、少しく荒れたようには見えるかもしれませんが、これ間伐した後で数年たった状況で、地面のほうに、こういったその新たな広葉樹、下草とかですね、が伸びてきております。こういった状況になりますと土砂の流出防止、そういったものを抑える機能、そういったものが高まってきますし、やはりその、植物が繁茂することで、小動物とか鳥類、そういったものの生物の多様性も見られる状況となってございます。また当林道ですね、市道大城黒岩線、それから三方山線、林道に連絡しておりますので、災害時には、迂回路としての利用も可能になるというふうに考えております。

4の19、お願いいたします。上のほうですけども、県民の声といたしておりますが、そちらで作業を行って来てですね、現場の作業員さん、お話を聞いてみますと、部分的にやっぱり高性能機械を利用して、木材の搬出作業が出来たということ、それから、車での往来が容易となってですね、森林整備作業等の利便性が向上したと、そういった意見が聞かれます。なおここに図が矢印でありますけれども、基本的には、森林の作業というのは、木を、まず、現状からいきますと、伐採、右上のほうの伐採をして、そのあと切った後には植林をする。植林をした後には、苗木大きく育つように、下草刈りを行う、そしてまた、枝打ち作業とか、大きくなる過程において、間伐作業を行って、また、整理をして、伐採ができるということになります。実際に植えてから伐採を行うまでには、50年とか60年とか、かかりますけれども、またその早く成長する苗木なんかもですね、今林業試験場のほうで育成をしておりますので、今後そういったところもですね、出来ていくのかなというふうに思います。4の19の下の方でございまして、今後の取組につきましては、唐津市さんとかあるいは林業事業者と連携いたしまして、さらなる森林整備を普及啓発してまいりたいと思っております。また、

森林環境譲与税などを活用しました、荒廃森林の間伐等の実施ですとか、さらにですね、森林の作業をまとめてやることによってですね、効率化が図られますので、そういった作業の集約化、あるいはその森林の作業道をさらに毛細血管のようになる森林の作業道を整備いたしまして、搬出間伐を促進してまいりたいと思っております。こういうことによりまして、森林所有者の収益還元、あるいは、森林の有する公益的機能の維持増進に努めていきたいと考えているところでございます。私から以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。最後のスライドの右下に、森川海はひとつというキャラクター、これはどこの、これは農水省のですか。

(吉良森林整備課長)

これ佐賀県独自の取組になってございまして。

(伊藤委員長)

そうなんです。もう一つ付け加えるんだったら、先日というか、熱海の土石流災害で、森林の重要性っていうのは全国民に認識されたと思うんで、そういった災害に対する、森林という認識をですね、もう一つ入ったほうがよかったかなというような、はい、これは海の栄養価だとか、河川水源の涵養とかですね、そういった、意味合いだとは思。人も入って、いいかなってですね、そんな気がして。

(吉良森林整備課長)

ありがとうございます。

(牟田委員)

最後のところ知識として教えてほしいんですけど、森林環境譲与税っていうのは、どういうこととしたときにかかる税金なんです。

(吉良森林整備課長)

はい、これはですね国が新たにですね、森林環境税を徴収いたしまして、それをもとに、国から県、また市町のほうに譲与税、財源として交付がされてまいります。そちらの図、財源を活用いたしまして、市町におかれてはですね、森林の整備とか、あるいは木材の利用とか、そういったものに利用出来ていくような事業となってございます。

(牟田委員)

いやそれは分かるんですけど、どういうことに対して、税金をかけかけてるのかと思う。

(吉良森林整備課長)

こちらにつきましては、所得税、県民税につきまして1戸当たり1000円均等割となっております。1000円の均等割で税がかかるようになってございそうです。譲与税ですよ。そうですね。もともとですね県の環境税と、国の環境税2種類ございます。県の環境では、平成20年から始まった上、税の仕組みでございまして、1世帯当たり、500円位ですねの徴収をさせてもらっております。

(牟田委員)

そういう税金取られてるんですか。

(吉良森林整備課長)

はい。平成20年度から、それは国のほうとも、一昨年からですね、新たに国の環境税として1000円いただいております。それは東北のほうの復興増税をですね、終了した後の税ということで、1000円をいただいております、今両方活用できるような形になってございます。1500円頂いております。

(伊藤委員長)

はい。ではよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。最後の御報告事項で河川砂防課さんお願いいたします。

(満石河川砂防課長)

河川砂防課の満石です。よろしく申し上げます。それでは、県営海岸保全施設整備事業、伊福海岸の効果について説明いたします。ページ番号4の23をごらんください。この事業の簡易事後評価の結果、A3判の折り込み、そのものについては、ページ番号3の25に記載をしております。まず、事業概要です。県営海岸保全施設整備事業は、高潮や侵食などから、背後地の住民の生命財産を守るため、建設海岸の海岸保全施設の整備を行っております。今回の伊福海岸は、高潮対策として、既設護岸のかさ上げ、及び、消波ブロックの設置を行いました。沿岸名が有明海、地区名が伊福海岸、事業期間は平成21年度から平成25年度までで、工事は、翌年度に予算を繰越しまして平成26年度に完了をしております。全体事業費は4億4261万5000円で、事業概要は、護岸工、消波工、延長が540mです。次のページをごらんください。事業位置図です。伊福海岸は、太良町の北のほう、鹿島寄りに位置しております。今回の事業は、図面の右側のほう、道の駅太良から、図面左側、江岡橋までの延長が540mの区間になります。背後地には、第一次緊急輸送道路であります国道207号や、JR長崎本線が通っており、これらを防護するため、護岸工、消波工を実施したところです。次のページをごらんください。背景と目的です。伊福海岸は、過去、高潮や越波による被害が度々発生しております。右側の上のほうに表をつけております。

平成 11 年度から 20 年度までの 10 年間の、被害をまとめたものです。それから下の写真です。平成 17 年、台風 14 号の越波状況の写真です。このような、越波が発生しまして、先ほどの災害発生回数、上の表になりますけど、10 年間で、12 回の越波被害が発生しています。また、国道 207 号の通行止めも 10 年間で 2 回発生しております。このような被害が発生しているため、護岸のかさ上げや消波ブロックによる護岸整備を行っております。次のページをごらんください。事業内容です。既設護岸を 60 センチメートル程度かさ上げを行いました。また、護岸の前面に消波ブロックを設置しております。次のページをごらんください。整備状況です。左側が事業実施前、右側が事業実施後の写真です。上段は、事業区間の中央付近、伊福橋から鹿島市方面を撮影したものです。下段は、伊福橋付近から、江岡橋、諫早方面を撮影したものです。次のページをごらんください。事業効果です。グラフを見ていただきますと、事業実施前は越波被害が 12 回発生しておりましたが、事業実施後、高潮や越波による被害は発生しておりません。事業の直接的な効果を発現しているところです。また、背後地を通ります国道 207 号の通行規制につきましては、事業実施前が 2 回発生していましたが、事業実施後は、通行規制は発生しておりません。このことから、地域の社会経済活動に貢献していると思っております。次のページをごらんください。過去の台風との比較の表をつけております。平成 16 年の台風 16 号では、最大風速が毎秒 18.2 メートル。潮位 2.7m を観測し、国道 207 号が 3 時間、全面通行止めするという通行規制が行われました。昨年の台風 9 号では、最大風速、それから潮位、どちらも、平成 16 年の数値を上回っておりますが、一般越波による被害は確認されておらず、事業効果が十分発揮されたものと思っております。最後に、県民の声です。以前は台風のときは、高波が怖かったという声もあったのですが、今回の事業実施完了後は、安心して暮らすことが出来、整備してもらって助かったとの、感謝の声をいただいております。伊福海岸の事業効果の説明は以上です。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。では、御質問等ございましたら、よろしいですか。

はい。ありがとうございました。本日諮問事項も 3 件、報告も 3 項目というか 3 件ございます。全体を通して何か御意見ございましたら、結構でございます。よろしいですか。

はい。では事務局のほうにお返しいたします。

(事務局)

はい、伊藤委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様貴重な御意見、活発な御意見ありがとうございました。今日いただきました御意見等につきましては、今後の公共事業の取組に生かしてまいりたいというふうに思っております。最後に、事務局のほうから今後のスケジュールについて御説明させてもらいたいと思います。評価については、大きく新規評価、再評価、事後評価の三つしております。本日は、新規評価のマニュアルの部分を諮問させていただいております。それと事後評価の報告をさせてもらっております。第 2 回、次回

になりますけれども、事業の再評価、2番目の再評価について、諮問を行うこととしております。例年であれば、委員会に先立ちまして、現地の視察をしていただきまして、行いたいというふうに思っておりましたが、今年8月ですね、豪雨受けましたので、今日開催した第1回目も延期をしております。ということで今年度の現地視察のほうはちょっと中止ということで、お願いできればというふうに思います。御了承いただければと思います。

第2回の開催の時期につきましては、今年の12月中旬以降の予定で、ちょっと近々なるんですけれども、ちょっとお願いできればというふうに考えております。年明けにまた、新規評価の委員会で、第2回を今年、第3回を年明けという形で、日程を考えております。

また、事務局のほうから、日程調整の御連絡を差し上げたいと思っておりますので、恐れ入りますが御対応のほうをお願いしたいと思っております。それでは、これをもちまして令和3年度第1回公共事業評価監視委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。